

6 関市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき、
関市における次世代育成支援対策の実施に関する地域行動計画（以下「行動計画」という。）の
策定指針を定めるため、関市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会（以下「委員会」と
いう。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、次世代育成支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉に關係する者
- (3) 小学校に關係する者
- (4) 保健・医療に關係する者
- (5) 関係行政機関に属する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長が務める。
 - 3 会議は、委員の過半数に満たなければ開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 議長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、民生福祉部子育て支援課において行う。

(委任)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年 3月31日に効力を失う。